

問題26 売買契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき、売主に帰責事由があれば、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 売主が買主に目的物(特定物)を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失したときは、買主は、代金の支払を拒むことができる。
- 5 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失したときであっても買主は、代金の支払を拒むことができる。

問題27 売買に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存在していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができない。
- 2 担保責任を負わない旨の特約は公序良俗に反するので当然に無効になる。
- 3 売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、代金の支払についても同一の期限を付したものと推定する
- 4 まだ引き渡されていない売買の目的物が果実を生じたときは、その果実は、買主に帰属する。
- 5 売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、当然、代金の全部の支払を拒むことができる。